

◎新潟県告示第668号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和7年6月27日

新潟県知事 花 角 英 世

障害児通所支援 の種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定 年月日
放課後等デイサー ビス	あさひ倶楽部	三条市西裏館3丁目4 番21号	社会福祉法人あさひ共生福祉 会	令和7年 6月1日